

今後の鯨類捕獲調査の実施方針の概要

1 基本方針

- ・ 鯨類は重要な食料資源として、科学的根拠に基づき持続的に利用していくべきとの考え方に基づき、商業捕鯨の再開を目指す方針を堅持。
- ・ 国際司法裁判所（ICJ）判決の趣旨を踏まえ、鯨類捕獲調査を実施。

2 平成27年度以降の鯨類捕獲調査について

- ・ 南極海及び北西太平洋調査は、新たな計画を平成27年の国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会に提出し、実施。
- ・ 新たな調査実施までに、反捕鯨団体による妨害活動への抜本的な対策を検討。

3 平成26年度の鯨類捕獲調査について

- ・ 南極海は捕獲調査は行わず、目視調査を実施。
- ・ 北西太平洋は、目的を限定し、以下の規模により捕獲調査を実施。
- ・ また、DNA等の採取など目視調査以外の非致命的調査の可能性について検証を実施。

(参考)

沿岸調査	ミンククジラ	120頭	→	100頭程度
沖合調査	ミンククジラ	100頭	→	中止
	ニタリクジラ	50頭	→	20頭程度
	イワシクジラ	100頭	→	90頭程度
	マッコウクジラ	10頭	→	中止

※捕獲頭数に関しては、今後科学者の意見を聴取し、精査の上確定する。